

第1章 はじめに

1 策定の背景と目的

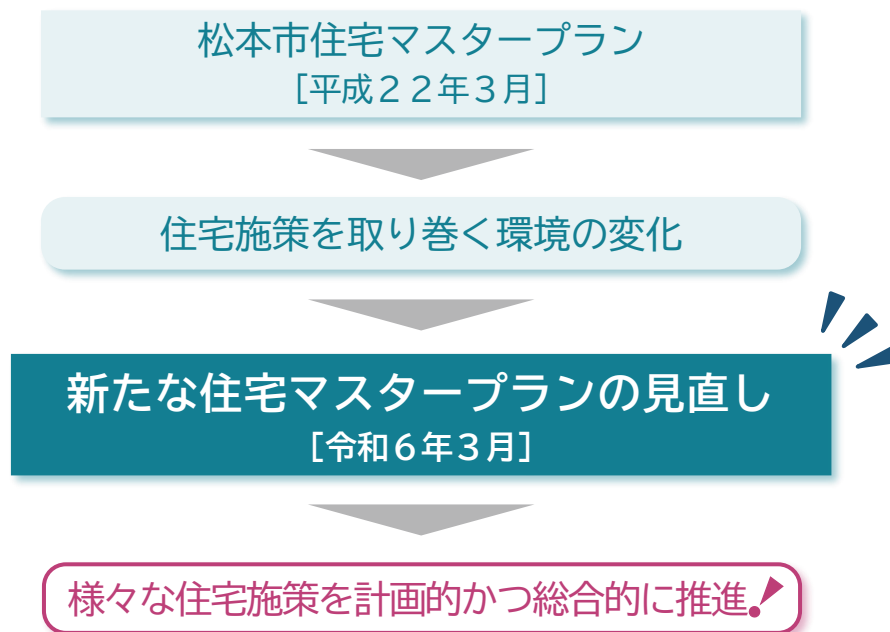
松本市では、住宅の総合計画として、住宅建設計画法（昭和41年法律第100号）に基づく「松本市住宅マスタープラン」を平成10年3月に策定しました。その後、合併による市域の拡大や、社会・経済情勢の変化に対応するため、平成18年施行の住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく「松本市住宅マスタープラン」を平成22年3月に策定し、住生活に関する施策を総合的に推進してきました。

国においては、住宅の「量」から住まいの「質」への転換を図るため、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）を平成18年9月に閣議決定し、その後、新たな日常や豪雨災害、2050年カーボンニュートラル*1の実現に対応するため、新たな住生活基本計画を令和3年3月に閣議決定しました。また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）を平成29年10月に改正し、民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度を開始しました。

長野県においては、国の新たな住生活基本計画（全国計画）を踏まえ、「長野県住生活基本計画」を令和4年2月に改定し、住宅施策を推進しています。

このような中、松本市住宅マスタープランを策定してから10年以上が経過し、松本市の住宅施策を取り巻く環境が大きく変化していることから、こうした課題に的確に対応し、様々な住宅施策を計画的かつ総合的に推進するため、令和5年度に住宅マスタープランの見直しを行いました。

*1 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いた合計を実質ゼロにすること。



2 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

計画期間：令和6年度～令和15年度〔10年間〕

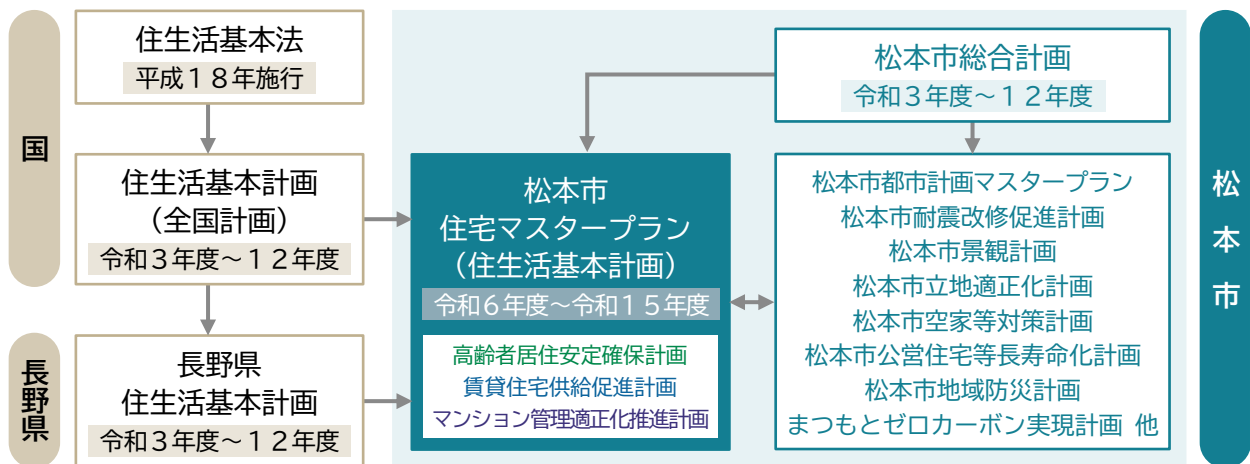
3 計画の位置付け

住宅マスタープランは、松本市の総合計画を上位計画とした、住宅施策に関する総合的な計画です。本計画に位置付ける施策を効果的なものとするため、都市計画等の関連計画との連携を十分に図り、整合性のとれた計画とします。

また、住生活基本計画（全国計画）や長野県住生活基本計画を踏まえた上で、松本市の特性を考慮した具体的な計画とします。

なお、本計画は、「松本市高齢者居住安定確保計画」、「松本市賃貸住宅供給促進計画」、「松本市マンション管理適正化推進計画」を内包した計画とします。

図 計画の位置付け



■ 本計画の見直しのポイント

松本市住宅マスタープラン（平成22年3月策定）

(1) 社会動向の整理

- 人口減少と少子・高齢化の進展
- カーボンニュートラルの実現
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う新たな日常の定着^{*1}
- デジタル技術の進展に伴う社会全体のDXの推進
- 気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化
- コンパクト・プラス・ネットワークの実現^{*2}
- 東京への一極集中と地域格差の是正
- 誰一人取り残すことのない持続可能な社会を実現するSDGs^{*3}の推進

(2) 住生活基本計画（全国計画）の概要

視点1	社会環境の変化	目標1	新たな日常、DXの推進等
		目標2	安全な住宅・住宅地の形成等
視点2	居住者・コミュニティ	目標3	子どもを産み育てやすい住まい
		目標4	高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
		目標5	セーフティネット機能の整備
視点3	住宅ストック・産業	目標6	住宅循環システムの構築等
		目標7	空き家の管理・除却・利活用
		目標8	住生活産業の発展

(3) 長野県住生活基本計画の概要

1 しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030

信州らしさ
(信州の強み)

住みこなす

地域に
ひらく・
つながる

居心地・
心地よさ

豊かさ・
しあわせの
パラダイム
シフト

I 住まいの姿	環境や健康にやさしく安全な住まい
II 住みこなす	多様な変化やニーズに対応した住まいの選択
III コミュニティ	地域や社会にひらかれつながりささえあう暮らし

2 住生活の基本理念と目標

基本理念	「育まれた資源を次世代に住み継ぎ、持続可能な地域共生社会をめざして」	
基本的な視点	I	2050ゼロカーボン社会の実現
	II	住まい方への大きな潮流の変化を踏まえた対応
	III	多様な世代がささえあうコミュニティの形成
住生活の目標	1	脱炭素社会に向け環境や健康にやさしく安全な住まいづくり I 住まいの姿
	2	多様な変化やニーズに応じた住まいの選択 II 住みこなす
	3	ひらかれ、つながり、ささえあう暮らしの実現 III コミュニティ
	4	誰もが安心して暮らせる住まいの提供
	5	地域経済を支える住生活関連産業の発展

見直しのポイント

・「住まい」重視から、「暮らし」「生活環境」などの居住環境も焦点とした計画へ
 ・これまでの「戸建て志向」から、「ライフステージに応じた柔軟な住替え」へ

松本市住宅マスタープラン（令和6年3月策定）

*1 DX (Digital Transformation)：IT技術の発達と社会への浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良いものへと変革させること。

*2 コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少や少子高齢化に対応するため、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を集約・誘導するとともに、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークを形成すること。

*3 SDGs (Sustainable Development Goals)：2015 (平成27)年の国連サミットで採択された、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を2030 (令和12)年までに実現するための国際目標のこと。